

概要

- 当社は、原子力安全にかかわる不適合を、その重要度に応じ適切に不適合処置※1・是正処置※2・予防処置※3をすることにより、原子力安全を確保することとしている。
- 予防処置の必要性の検討「要」となった不適合については、本社で予防処置の要否を検討することになっているが、一部の不適合について当該検討が実施されない不備が見つかったもの。

※1 不適合が放置されることを防ぐために、また当該不適合除去するためにとられる処置

※2 不適合またはその他望ましくない状況の原因を除去し、再発を防止するための処置

※3 起こりえる不適合を未然に防止するための処置。当社で発生した不適合の是正処置を他店所へ水平展開することや、他社の不適合情報から得られる当社にとって必要な処置をすること。

経緯

- 2018年11月27日に実施された福島第二原子力発電所における「平成30年度第3回保安検査」において、予防処置の必要性の検討「要」とした4件の不適合について、是正処置計画の立案が完了しているにもかかわらず、本社における予防処置の検討がされていない状況である旨の指摘を受け、社内にて確認したところ、検討漏れがあることが判明した。

原因

- 不明瞭な業務手順
→当社マニュアル・ガイドに予防処置における業務の基本的なプロセスは記載されているものの、予防処置の検討対象としてシステム登録するまでの業務の詳細（具体的な仕事の進め方・手順）や期限について明文化されておらず、組織として管理できていなかった。
- 効果的ではないモニタリング（監視）
→上記のとおり、業務の詳細な手順が明確でなく、また、期限が定められていないために、定期的なモニタリングの活動が効果的に実施されていなかった。

再発防止対策

- 発電所で予防処置の必要性の検討「要」と判断された時点で、是正処置計画の立案の有無にかかわらず、速やかに予防処置の検討対象としてシステムに登録し、予防処置の活動が実施されない状況が継続されないようにする。
- モニタリング（監視）を強化する仕組みとして、定期的にシステムへの登録状況について確認する。

